

おだわら市民交流センター条例等の一部改正について

1 改正の背景・目的

おだわら市民交流センターUMECOは、平成27年11月に開設して以来多くの方に利用されています。このたび、市民活動の推進のためにも開館日の拡大が求められていること、午後9時以後の会議室等の利用が少ないこと等の利用状況を踏まえ、開館日及び開館時間を見直すものです。

2 改正の概要【条例・審査基準】

| 項目 | 改正案 | 現行 |
|------|--|---|
| 開館時間 | 午前9時～午後9時30分 (会議室等の貸出は午後9時まで) | 午前9時～午後10時 |
| 休館日 | ・毎月第1月曜日 (国民の祝日の場合は、その翌日) ・年末年始 (12月29日～1月3日) | ・毎週月曜日(国民の祝日を除く) ・国民の祝日の翌日 (土・日曜日、国民の祝日を除く) ・年末年始 (12月29日～1月3日) |

3 施行予定日

平成30年4月1日